

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 地方公務員法の一部改正に伴う改正

地方公務員法の一部改正（26.5.14 公布、28.4.1 一部施行）により等級別基準職務表について区の条例で定めることとされることに伴い、次のとおり定める。

行政職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務
8 級	部長、担当部長又は参事の職務

※ 行政職給料表（一）以外に係る等級別基準職務表についても、それぞれ上記の整備内容に準じて定める。

2 降給基準の追加

職員の分限に関する条例の一部改正による分限処分における降給制度の導入に伴い、降給させる場合の号給を降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給とする。

3 職員の結核休養に関する条例の廃止に伴う改正

職員の結核休養に関する条例の廃止に伴い、所要の規定整備をする。

4 その他の改正

上記 3 の改正により引用条文に移動が生ずることに伴い、職員の退職手当に関する条例について所要の規定整備をする。

5 施行期日

本年 4 月 1 日